

NHK 情報公開・個人情報保護審議委員会の個人情報諮問第 21 号に対する意見

1 再検討の求めに至る経緯

平成 25 年 8 月に法人委託事業者が NHK 放送受信契約書を取り次いだ件に関して、本人より「①平成 26 年 2 月 23 日の個人情報の開示の求めに対して、NHK 松山放送局営業推進部が平成 26 年 4 月 1 日に開示した文書の作成年月日を証明する文書、②平成 26 年 3 月 2 日の個人情報の開示の求めに対して、NHK 松山放送局営業推進部が平成 26 年 4 月 1 日に開示した文書の作成年月日を証明する文書」の開示の求めがあった。

NHK は、開示の求めの文書はいずれも存在しないため開示することはできないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHK の見解の要旨

開示の求めの文書はいずれも存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示とした NHK の取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成 26 年 10 月 27 日（第 203 回審議委員会）個人情報第 21 号諮問、審議、答申